

財務省告示第二十二号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十五年八月十五日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十六年一月十五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合計	国債の名称							記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格			
	利付国庫債券 （二十年）	利付国庫債券 （十年）	"	"	"	"	"						
	第七回	第二百四回	第二百四回	第九回	第十回	第十回	第十回	四億円	五十億円	十五億円	四億円	十四億円	四百六十七億
	百六円二十銭八厘	百六円二十銭三厘	百六円二十銭八厘	百二十五円六十六銭	百二十五円十一銭七	百二十五円十二銭四	百二十五円十二銭四						